

一般社団法人日本矯正歯科協会（JIO） 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人日本矯正歯科協会（英文名 The Japan Institute of Orthodontists 略称JIO）と称する。

（事務所等）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区新橋6丁目7番9号 新橋アイランドビル3階 公益総研内に置く。

（目的および事業）

第3条 この法人は、矯正専門開業医の環境の保持に努め、国民が安心と信頼を持って治療を受けられるよう適正な歯科矯正医療の提供を確保するために、歯科矯正学および歯科矯正医療に関する調査研究を行い、広く国民に正しい歯科矯正医療の普及、啓発活動を行うとともに、歯科矯正臨床医の倫理および資質の向上ならびに国民の健康、福祉の向上に寄与すること、ならびに矯正歯科学の進歩、発展および普及を図り、矯正臨床に関する学術の向上などに努めることを社員（正会員）共通の目的とし、次の事業を行う。

- （1）矯正専門開業医の適正数の調査、研究
- （2）適格な歯科矯正医の審査認定
- （3）歯科医療および医科医療等に関する国内外関係機関との交流および協力
- （4）歯科矯正学および歯科矯正医療等に関するセミナー、講習会等の開催
- （5）歯科矯正学および歯科矯正医療等に関する雑誌、図書、資料等の出版および販売
- （6）歯科矯正学および歯科矯正医療等についての学術研究および調査研究
- （7）前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第4条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する。

（機関）

第5条 この法人は、この法人の機関として社員総会、理事会、常務理事会および理事、監事を置く。

(基金)

第6条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出契約において定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時総会における議決および代替基金の積立てを経た後、会長が決定したところに従って返還する。

第2章 会員

(一般社団法人の社員を正会員と読み替えるものとする。)

(正会員たる資格の得喪に関する規定)

第9条 この法人の目的、事業および運営の尽力に賛同する個人または団体で第10条第1項(1)に該当する者をこの法人の正会員たる資格を有する者とする。

(会員の種別)

第10条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

- 1) 矯正歯科専門開業医または矯正歯科専門医院の専任診療従事者
- 2) 矯正臨床を行っている一般歯科開業医ならびに大学在籍矯正歯科の教育者あるいは研究者
- 3) 日本歯科矯正専門医教育機構(JAO)の修練医
- 4) 歯科医師、医師、薬剤師、看護師、その他医療従事者
- 5) 歯科技工士、歯科衛生士、歯科助手、言語訓練士
- 6) 日本標準産業分類中分類37,38,39,40,41,73,74,801,802,803,8092,8093,8098,8099,91の専門職の者
- 7) 法人格を取得した団体の代表

(2) 賛助会員

前号に掲げる者以外の者でこの法人の目的に賛同するため入会した個人または団体

(3) 名誉会員

原則として、この法人に尽力した者の中から、総会の議決を経て推薦された者とする。

2 賛助会員ならびに名誉会員は、総会を傍聴することができる。

3 正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

4 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程）

第11条 歯科医師・歯科矯正医は人権尊重を核心とした医の理念に基づき、患者の福利のために歯科矯正治療を行うことを使命とする。歯科医師・歯科矯正医はその使命を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負うために、この法人は歯科医師・歯科矯正医の職務に関する倫理と行為規範を明らかにし、歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程を総会の議決により制定する。

2 歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程の変更は、次項に定めるこの法人の倫理評議員会により変更案を草案し、理事会に諮り、総会の議決により行う。

3 評議員会の構成者は、顧問弁護士、裁定委員、異議審査委員、学識者、監事、担当理事およびJIO、JBO、JAOの各顧問の中から、監事が任命する。

（会員の本務）

第12条 会員は、この法人の歯科医師・歯科矯正医の職務基本規程を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この法人の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（入会）

第13条 会員としてこの法人に入会しようとする者は、正会員の推薦を必要とし、この法人所定の入会申込書を理事会に提出しなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会の承認を得た後に、理事会から本人に通知するものとする。

(異 動)

第14条 会員は、入会申込書の記載事項に異動を生じたときは、速やかに所定の異動報告書を理事会に提出しなければならない。

(入会金および会費)

第15条 正会員ならびに賛助会員は会費を納入するものとする。

2 この法人の会費は、入会金、年会費、学術大会参加費から成り、それぞれの額は総会において定める。

3 この法人の目的遂行のため総会の決定により臨時会費を徴収することができる。

4 正会員ならびに賛助会員は、資格停止期間中も会費を納入しなければならない。

5 入会金および会費をもって法人法第27条に定める経費とする。

(任意退会)

第16条 会員は、理事会が別に定めるところにより退会届を理事会に提出し、退会することができる。ただし、1ヵ月前までにこの法人に対して退会の予告をするものとする。また、役員たる会員においては3ヵ月前までとする。未納会費があるときはそれを全納しなければならない。

2 この法人を退会した者で再入会しようとするものについては、理事会の承認を経て、再入会することができる。

(会員資格の喪失)

第17条 会員は、前項に規定する場合の他、次の各号に掲げる事由により資格を喪失する。

(1) 定款に定めた事由の発生（ただし、理事会がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。）

1) 第15条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

2) 総会を2年以上欠席したとき

(2) 総会員の同意

(3) 死亡または解散

(会員の制裁)

第18条 会員で次の各号の一つに該当するものがあると認めるときは、会長は裁定委員会の審議に従い、除名については第19条の手続きを経たうえで、当該会員に対してその旨を通知し、戒告、資格停止、退会または除名の処分を行うことができる。

(1) この法人の職務基本規程に反し、この法人の名誉を毀損した者

(2) この法人の定款に違反した者またはこの法人の秩序を乱した者

2 制裁は、戒告、資格停止、退会または除名の4種類とする。

3 前2項の規定により制裁の処分をした時は、会長が、その氏名および制裁の内容ならびにその事由の要領を、総会員に通知しなければならない。

4 第19条第1項または第4項の規定により、この法人を退会または除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

(除名)

第19条 会員が、この法人の名誉を毀損し、もしくはこの法人の目的および事業あるいは職務基本規程に著しく反する行為をし、または会員としての義務に著しく違反した場合において、裁定委員会の除名相当の議決があったときは、第26条の規定を満した総会において、正会員の総議決権数の3分の2以上の賛成による議決により除名することができる。

2 前項の規定により、会員を除名する場合には、総会の日から1週間前までに当該会員に除名することを通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

4 会費未納で事務局からの督促に応じず、2年間会費を納めなかった会員を、会長は総会の議決を経て除名することができる(会費除名)。

(抛出金品の不返還)

第20条 既納の入会金、年会費、会場費その他の抛出金品は返還しない。

(会員名簿)

第21条 この法人は正会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の正会員の氏名または名称および住所)

第22条 設立時の正会員の氏名または名称および住所は別紙の通りとする。

第3章 総会

(開催)

第23条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は、年1回毎事業年度終了後2～3か月以内にこれを開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号のいずれか一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 議決権総数の5分の1以上の正会員から会議の目的たる事項を示して理事会に請求があったとき。

(3) 第37条第1項第4号の規定に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき。

(構成)

第24条 法人法上の社員総会を会員総会とし、総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、法人法または定款で別に定めるものの他、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第26条 総会は、理事会の決議に基づいて会長がこれを招集する。

2 総会を招集する場合には、日時および場所ならびに総会の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに発しなければならない。

3 第23条第2項第2号および第3号の規定により請求があったときは、会長は、これを受け取った日から5週間以内を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会は総正会員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(開会の定足数)

第28条 総会は、正会員の議決権数の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。この場合において、第31条に該当する者は総会に出席したものとみなす。

2 第30条第3項の特別な利害関係を有する正会員については、その事項の定足数の算定にあたっては算入しないものとする。

(議決権)

第29条 正会員は、第10条(1)正会員1)、2)に該当する者を除き、総会において各1個の議決権を有するものとする。

2 正会員1)、2)のうち、JBO認定歯科矯正専門医、歯科矯正認定医および指定10未治療症例評価の受験者は、各20個の議決権を有する。

3 正会員1)、2)のうち、専門医制度に関わる活動費を支払った者は、各20個の議決権を有する。

4 正会員1)、2)のうち、学術大会において症例提示の実績がない者は、各10個の議決権を有する。

(議決)

第30条 総会の決議は、この法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権数の過半数の正会員が出席し、出席した正会員の議決権数の過半数の同意をもってこれを決す。

2 総会においては、第26条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、総会当日に議決権数の過半数の正会員が出席し、正会員の総議決権数の過半数の議決により修正することができる。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面による表決等)

第31条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、総会ごとにあらかじめこの法人に表決の書面または委任状を提出しなければならない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者および議決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の要領およびその結果
- (6) 議長および出席した理事の記名押印

第4章 役員(理事、監事)および顧問、参与

(役員の種類および選任)

第33条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(一般社団法人の代表理事)
- (2) 副会長 2名以下(副代表理事)
- (3) 理事 12名以上25名以下(会長、副会長、専務理事および常務理事を含む)

(4) 監事 1名以上4名以下

2 副会長は、会員総数が500人以上の場合は1名、1,000人以上の場合は2名を理事会の決議により選任する。なお、会員総数が500人未満の場合は選任しない。

3 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。第1項第1号および第2号の会長、副会長をもって、法人法上の代表理事、副代表理事とする。

4 理事および監事は、総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合には、理事にあつては5名以下、監事にあつては1名以下を限度として、正会員以外の者を選任することを妨げない。理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。また、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。また、会員である理事および監事が正会員の資格を失ったとき、あるいは法定の欠格者となったとき、その職を失うものとする。

5 理事会の決議により、理事の12名以内を常務理事とする。

6 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

7 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長（副代表理事）、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の親族制限)

第34条 理事ならびに監事の構成については、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号および11号の規定を遵守しなければならない。

(会長)

第35条 会長は、この法人を代表し、その会務を総理する。

2 副会長、専務理事および常務理事は、会長を補佐する。また、会長に差し支えがあるときは副会長および専務理事がその職務を代行する。

(理事の職務)

第36条 この法人は理事をもって理事会を組織し、業務の執行を決定する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(監事の職務および権限)

第37条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
 - (2) 理事および使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査する。
 - (3) 財産および会計の状況または理事の業務の執行についての不正の事実、法令若しくは定款に違反する事項ならびに著しく不当な事項がある(それらの恐れがある場合を含む)と認めるときは、これを理事会、総会に報告する。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会の招集を請求する。
- 2 複数の監事が選任された場合は、監事の互選により常務監事を1名選任する。

(理事および監事の任期)

第38条 理事の任期は、就任後2年内の最後の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員が辞任または任期満了退任することにより、定数を欠くことになる場合には、後任者が就任するまではその職務にあたらなければならない。

(理事会の構成)

第39条 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事および監事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(理事会の開催)

第40条 定例理事会は毎年2回とする。

2 理事会は、議事が緊急を要する場合において、会長が必要と認めた場合には、これを開催する。

3 各理事から会議の目的たる事項および招集の理由を示して招集の請求があったとき、または監事から会議の目的たる事項および招集の理由を示して招集の請求があったときは、会長は招集請求があった日から5日以内に、招集請求があった日から2週間以内を開催日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

4 理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

5 監事はその職務上、理事会に出席し、理事および事務局担当者に対してこの法人の事業遂行の状態の報告を求め、業務および財産の状況の調査を行う。また、理事が総会に提出しようとする議案および書類の調査を行う。監事は理事会においては表決権を有しない

が、上記の理事会において法令もしくは定款に違反し、または不当な事項があると認められた時は、総会において調査の報告を行う。

(理事会の定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(理事会の招集)

第42条 理事会は会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が招集する。

3 理事会を招集するには、日時および場所ならびに理事会の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、会日より7日前までに、各理事に対して、その通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

4 理事会は、理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(議決の方法)

第43条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって、これを決する。

2 理事会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

3 第68条により、法人法第96条（理事会の決議の省略）を適用し、理事会の議決とすることができる。

(理事会議事録)

第44条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作り、出席した理事および監事がこれに記名押印し、10年間主たる事務局に保管するものとする。

(常務理事会)

第45条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事および常務監事をもって構成する。

2 常務理事会は、会長が随時必要なときに招集し、会長はその議長となり、次の事項を処理する。

(1) 常務の処理に関すること。

(2) 緊急を要する会務の処理に関すること。

(3) その他理事会の付託会務に関すること。

3 常務理事会で処理した事項は、理事会に報告し、承認を受けなければならない。

4 監事はその職務上、常務理事会に出席できる。

(理事および監事の報酬)

第46条 理事および監事の報酬は、それぞれ総会の決議をもって定める。

(解任)

第47条 役員が次に掲げる各号のいずれか一つに該当する場合には、総会はその議決によって、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の事故のため職務の執行に耐えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問および参与)

第48条 この法人に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、日本標準産業分類中分類37,38,39,40,41,73,74,801,802,803,8092,8093,8098,8099,91の専門職の者、またはこの法人に功労のあった者の内から、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問および参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

4 顧問および参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

5 顧問および参与の報酬は、それぞれ会長が決定する。ただし理事会の承認を得るものとする。

第5章 裁定委員会および異議審査委員会

(裁定委員会および異議審査委員会)

第49条 この法人に、裁定委員会および異議審査委員会を置く。

2 裁定委員会は、3名以上5名以下の裁定委員をもって組織する。

3 異議審査委員会は、3名以上5名以下の異議審査委員をもって組織する。

(裁定委員および異議審査委員の選任)

第50条 裁定委員、異議審査委員は、この法人の正会員、顧問、参与、学識者の中から総会において選任する。

(裁定委員および異議審査委員の任期)

第51条 裁定委員および異議審査委員の任期は、2年とする。

2 裁定委員および異議審査委員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員および異議審査委員の兼職禁止)

第52条 裁定委員および異議審査委員は、互いにその職務を兼ねることができない。また、裁定委員および異議審査委員は、法人の役員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第53条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議し裁定する。

- (1) 退会または除名者の再入会の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分または権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(異議審査)

第54条 裁定委員会の決定に関して、決定の2週間以内に会員から書面による異議の申し出があった場合は、異議審査委員会が調査し、決定を行う。

(裁定委員会および異議審査委員会に関する規則)

第55条 裁定委員会および異議審査委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 委員会

(委員会)

第56条 理事会は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めた場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または審議する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 資産および会計

(計算書類の作成および承認)

第57条 会長は、毎事業年度、次に掲げる書類およびこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類（以下「附属明細書」という）を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

2 会長は、前項各号に掲げる書類を定時総会に提出し、同項第3号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項第1号、第2号および第4号に掲げる書類については承認を求めなければならない。

(計算書類の監査)

第58条 会長は、定時総会前に、前条第1項の書類について監事の監査を受けなければならない。

2 会長は、定時総会の日から5週間前までに前条第1項各号に掲げる書類を、3週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 監事は、前項の書類（附属明細書を除く）を受領した日から4週間以内に、監査報告書を会長に提出しなければならない。

(事業年度)

第59条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金分配の禁止)

第60条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第61条 この定款を変更するには、総会において正会員総議決権数の3分の2以上の賛成を要する。

(解散)

第62条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 定款に定めた事由の発生
- (2) 総会の決議
- (3) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (4) 正会員が1人となったこと
- (5) 破産
- (6) 解散を命ずる裁判

2 前項第2号の決議は、第18条第1項に定めるところにより行わなければならない。

(残余財産の処分)

第63条 この法人の解散の場合の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第9章 補則

(日本歯科矯正専門医認定機構)

第64条 この法人は、第3条第2号の審査認定の業務を特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）に助成金を支払い、委託する。

(日本歯科矯正専門医教育機構)

第65条 この法人は、第3条第4号および第6号の業務の一部を特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医教育機構（JAO）に助成金を支払い、委託する。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第66条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

(最初の役員任期)

第67条 この法人の最初の理事および監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(規定外事項)

第68条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法およびその他の法令によるものとする。